

青梅市学校給食費の管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月4日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市立学校において実施する学校給食にかかる学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定にもとづき青梅市立学校において実施する学校給食にかかる学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(学校給食費の徴収)

第3条 青梅市長（以下「市長」という。）は、学校給食を受ける児童および生徒の保護者から、学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第4条 学校給食費の額は、規則で定める額とする。

(学校給食費の納付等)

第5条 保護者は、学校給食費を規則で定める納期限までに納付しなければならない。

2 市長は、前項の納期限までに学校給食費を納付しない保護者がいるときは、期限を定めて、これを督促するものとする。

(遅延損害金および徴収方法等)

第6条 保護者は、納期限後に学校給食費を納付する場合には、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。

2 前項の遅延損害金の額の計算および減額または免除については、青梅市使用料等にかかる督促および延滞金の徴収に関する条例（昭和42年条例第6号）の例による。

(学校給食費の減免および徴収猶予)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額もしくは免除し、または学校給食費の徴収を猶予することができる。

2 前項の学校給食費の徴収を猶予する期間は、規則で定める期間を超えることはできない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

青梅市学校給食費の管理に関する条例要綱

1 制定の理由

学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定にもとづき青梅市立学校において実施する学校給食にかかる学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

2 制定の内容

(1) 定義（第2条関係）

用語の定義は、次のとおりとする。

ア 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。

イ 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

ウ 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(2) 学校給食費の徴収（第3条関係）

青梅市長（以下「市長」という。）は、学校給食を受ける児童および生徒の保護者から、学校給食費を徴収する。

(3) 学校給食費の額（第4条関係）

学校給食費の額は、規則で定める額とする。

(4) 学校給食費の納付等（第5条関係）

ア 保護者は、学校給食費を規則で定める納期限までに納付しなければならない。

イ 市長は、前アの納期限までに学校給食費を納付しない保護者があるときは、期限を定めて、これを督促するものとする。

(5) 遅延損害金および徴収方法等（第6条関係）

ア 保護者は、納期限後に学校給食費を納付する場合には、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。

イ 前アの遅延損害金の額の計算および減額または免除については、青梅市使用料等にかかる督促および延滞金の徴収に関する条例（昭和42年条例第6号）の例による。

(6) 学校給食費の減免および徴収猶予（第7条関係）

ア 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額もしくは免除し、または学校給食費の徴収を猶予することができる。

イ 前アの学校給食費の徴収を猶予する期間は、規則で定める期間を超えることはできない。

(7) 委任（第8条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 施行期日

令和2年4月1日